

## 新深浦町漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付し、承認を受けなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場の区域において、竿釣以外の漁具、漁法によって、遊漁をしてはならない。

2 当該漁業の対象となっている水産動物を採捕する場合は、まき餌を使用してはならない。

### (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から翌年3月31日まで
やまめ	4月1日から9月30日まで
いわな	4月1日から9月30日まで

### (禁止区域及び期間)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
国道101号線笹内橋上流端から河口までの間の区域	1月1日から 12月31日まで
大池第1発電所笹内取水ダム上端から上流の本支流域	1月1日から 12月31日まで

### (全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル

### (遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、





次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、やまめ、いわな	竿釣	1日 400円 1年 3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 西津軽郡深浦町大字岩崎 新深浦町漁業協同組合岩崎支所

(2) 西津軽郡深浦町大字岩崎 七戸釣具店

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用した遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、 にじます、ひめます（蓆沼のみ） うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣 竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、 ひめます（蓆沼のみ）、うぐい、 こい、ふな、うなぎ	手釣 竿釣	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

十和田市元町東4丁目1番地15号 青森県内水面漁業協同組合連合会

3 第1項の共通遊漁承認証の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、産卵場として組合が指示する区域内における川底をかくはんしてはならない。

5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。





(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

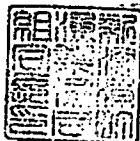
2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。



別記様式第1号



遊漁承認証

表

裏

NO.		<u>注意事項</u>
遊漁承認証		1 この証を他人に貸与してはならない。
下記のとおり遊漁を承認します。		2 遊漁者は遊漁をする場合には、この証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、この証を提示しなければならない。
記		3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
遊漁者	(住所) (氏名)	4 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
漁種	承認期間	
あゆ	7月1日から翌年3月31日まで	
やまめ いわな	4月1日から9月30日まで	
漁具漁法	竿釣	
遊漁区域	笛内川	
遊漁料	日券400円 年券3,000円	
発行者	新深浦町漁業協同組合 印	

別記様式第2号

漁場監視員証

表

裏

NO.		<u>注意事項</u>
漁場監視員証		1. 監視の際は、この証を携帯しなければならない。
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。		
氏名	(年令 才)	
住所		
有効期間		
発行者	新深浦町漁業協同組合	印



別記様式第3号



<表>

(全魚種券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
<b>県内共通遊漁承認証</b>		
氏名		年令 歳
住所		
全魚種 ●有効期間 平成 年 1月 1日～12月 31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 3,000円		
<b>青森県内水面漁業協同組合連合会</b> 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目 1-15 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(渓流魚券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
<b>県内共通遊漁承認証</b>		
氏名		年令 歳
住所		
渓流魚 ●有効期間 平成 年 1月 1日～12月 31日 ●魚種 渓流魚 ●遊漁料 3,000円		
<b>青森県内水面漁業協同組合連合会</b> 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目 1-15 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・渓流魚券共通)



・県内共通遊漁承認証の種類

	全魚種券	渓流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(肩沿のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	左記範囲からアコガラ除く
遊漁料	15,000円	8,000円
券種と遊漁期間	1月1日から12月31日までの年券のみ(魚種ごとの遊漁期間は該県内外水面漁業規制のきまりによる)	
遊漁区域	青森県内の河川(舟沼(十和田湖、大庭子川流域)、芦野川上流三戸流域)及び平川(羽衣川)の水面遊漁料を除く。また、県内水面漁業整規則や各漁協の遊漁規則で定められた遊漁禁止区域を除く。)	
漁具・治法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認券は、遊漁主催の大会等の本券マイペンドコが適用できません。
- ・共通遊漁承認券は、記名された本人以外が適用できません。また、他人に貸し、譲り受けることはできません。
- ・その他、詳しいことは、遊漁手帳をお読み下さい。

